明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

株式募集事項につき通知公告

当社は、株式募集事項につき、平成二十三年八月二十三日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、募集株式の種類及び数　普通株式一万八千百七十四株

二、募集株式の払込金額　一株につき金二千六百四十一円

三、現物出資に関する事項

①　石橋重徳の当社に対する債権合計金三千九百十二万三千百四十円のうち金三千九百万円

②　石橋兼子の当社に対する債権合計金九百十五万円のうち金九百万円

四、払込期日　平成二十三年九月三十日

五、増加する資本金の額　金四千八百万円

以　上

平成二十三年九月五日

大阪市中央区宗右衛門町三番一二号

大阪観光株式会社

代表取締役　石橋　政徳

限定承認公告

本籍千葉県松戸市六実二丁目四九番地四、最後の住所千葉県松戸市六実二丁目四九番地の四　被相続人　亡　堀木　逸雄

右被相続人は平成二十三年六月十四日に死亡し、その相続人である申述人堀木正子、同堀木俊之、同堀木英之は平成二十三年八月二十二日に千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に債権に基づく請求のお申出をして下さい。右期間内にご請求申出がない場合、弁済から除斥することになります。なお、ご請求申出は相続財産管理人代理人弁護士宛にお願いします。

平成二十三年九月五日

千葉県八千代市八千代台北九丁目五番七号

相続財産管理人　堀木　俊之

東京都港区西新橋一丁目一九番六号桔梗備前ビル四〇三号室

相続財産管理人代理人弁護士　小名　弦

限定承認公告

本籍東京都杉並区善福寺一丁目二七一番地、最後の住所東京都杉並区天沼三丁目三五番九号寿ハイム一〇二　被相続人　亡　橋本喜久治

右被相続人は平成二十三年四月二十七日死亡し、その相続人は平成二十三年八月二十二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月五日

東京都杉並区善福寺一丁目二番三一号

限定承認者　橋本　恒

限定承認公告

本籍東京都江東区南砂四丁目一二番、最後の住所東京都江東区南砂四丁目一二番一〇―一〇一七号　被相続人　亡　三橋　榮行

右被相続人は平成二十三年五月三十日死亡し、その相続人は平成二十三年八月二十四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月五日

東京都江東区南砂四丁目一二番一〇―一〇一七号　限定承認者　三橋　尋子

限定承認公告

本籍新潟県新潟市北区木崎六三四、最後の住所川崎市川崎区池上新町一丁目五番九号　被相続人　亡　伊藤　一宏

右被相続人は平成二十三年五月二十一日死亡しその相続人は平成二十三年八月二十三日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月五日

川崎市川崎区池上新町一丁目五番九号

相続財産管理人　伊藤　敏子

限定承認公告

本籍新潟県糸魚川市本町六二番地、最後の住所新潟県糸魚川市本町九番一号　被相続人　亡　子田庄太郎

右被相続人は平成二十三年五月十一日死亡し、その相続人は平成二十三年八月二十九日新潟家庭裁判所高田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月五日

新潟県上越市大手町七番一号馬場秀幸法律事務所　限定承認者子田修

代理人弁護士　馬場　秀幸

限定承認公告

本籍愛知県知多市八幡字高根七一番地七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　平野　和邦

右被相続人は平成二十三年二月五日死亡し、その相続人は平成二十三年七月二十九日名古屋家庭裁判所半田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月五日

愛知県大府市吉川町五丁目八四八番地

相続財産管理人　平野　和仁

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億七千七百十万円（ただし、A種優先出資について金一億九千二百三十万円、B種優先出資について金一億八千四百八十万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年七月十九日付官報の号外第百五十七号九十一頁に掲載されています。

平成二十三年九月五日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

Ｓｏｍｅｉ特定目的会社

取締役　藤田　収二

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年十月十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することとしました。

顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項に基づき公告します。

平成二十三年九月五日

大阪市中央区西心斎橋二丁目一六番八号

株式会社アースシステム

代表取締役　山内　茂紀

取消公告

平成二十三年八月十九日掲載の長野地方法務局飯田支局に係るメルクス株式会社の工場財団公告は取り消します。

取消公告

平成二十三年八月二十三日掲載の左記会社に係る合併公告は取消します。

平成二十三年九月五日

岐阜県恵那市大井町一八〇番地の一

（甲）株式会社バロー

代表取締役　田代　正美

岐阜県多治見市大針町六六一番地の一

（乙）中部開発株式会社

代表取締役　愛知　久士

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十三年六月二十三日（号外第百二十二号）国土交通省告示第六百七十号（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する件）（印刷誤り）				
一三	上	七	（図を参照）	（図1参照）
〃	〃	一〇～一一	（図2を参照）	（図2参照）
同日（同号外）国土交通省告示第六百七十一号（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示等の一部を改正する件）（原稿誤り）				
一五	上	終りから一〇	改訂版」	改訂版の」
〃	〃	九	5・4・」に、	5・4・」に改め、同条第五項中

◉号外　九月二日付特第四三号二ページ
調達第一六七号二四ページ
●同月五日付第一九四号四八ページ●同日付政府
ージ●同月五日付第一九四号四八ページ●同日付政府
●八月二日付衆会第三六号一二〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）